

こちら特報部

FAX 03(3595)6911 Eメール tokuh

民、悔るなかれ  
参院選2019

事実を公表せず、なかったことにする。反対があっても、押しつぶして強行。暴言や暴論もおとがめなし…。一昔前はあり得なかったことが、次々にまかり通る。大切なものがないがしろにされる時代に、私たち主権者はどうあるべきなのか。参院選を機に考えたい。まずは「老後2000万円問題」の前から苦しんできた年金生活者の声を一。

(石井紀代美、中山岳)

年々減少

冠婚葬祭削る・テレビなし

年金困窮者が語る「2000万円」問題



「年金だけでは暮らせない」と語る藤田美佐子さん  
東京都北区で(一部画像修正)

「やはり、ちょっとづらいですよ、だんだん減らすような仕組みにして。不安はあるけど、なるようにしかならない」  
東京都北区の区営住宅。キッチン脇のテーブルに座った藤田美佐子さん(70)は、手元の「年金振込通知書」を見つづやいた。八年前に夫が亡くなり、一人暮らし。年金の月額額は、夫の遺族年金を合わせて九万円強。貯蓄はゼロ。「毎月ぎりぎり、マイナスが出る月もある」  
二〇〇四年の年金改革で導入された「マクロ経済スライド」は、そんな藤田さんの家計にも容赦なく襲いかかる。今後百年間の年金財政の入りを決め、その範囲内に収まるように年金額を抑えて給付する制度。以前のように、物価が上がれば、その分年金もアップする仕組みではなくなった。

報告書、麻生氏拒否

怒っています

さらに、過去の物価下落時に景気対策で据え置いていた支給額を引き下げる改正国民年金法が二〇二二年十一月に成立。国は支給額を二一―一五年に段階的に引き下げた。

藤田さんの場合、一三年と比べて月額千円以上少なくなった。年額では約二万円の減少。一方で、毎月の介護保険料と後期高齢者医療保険料は千五百円上がった。「冠婚葬祭の付き合いができなくなりました」

金融庁の金融審議会が六月にまとめた報告書は、年金だけでは老後に夫婦で二千万円不足するとし、投資などでの資産形成を勧めた。

ただ、総務省の家計調査をみると、二人以上の高齢者世帯(世帯主が六十五歳以上)で貯蓄が二千万円以上あるのは〇三年の11%から一八年は16%になったが、五百万円未満も4%から10%に増加。二極化が進み、十分な貯蓄ができない人も少なくない。

国立市の小坂橋義男さん(80)も貯蓄はほほえない。年金は月額約十三万円。収入が年金だけになった一二年と比べ、年額で約三万円減

ったという。「映画や寄席、公園・神社などでの花の観賞をあきらめた。交通費や外食費がかかるので」  
家賃三万五千円のアパートにはテレビもパソコンもない。携帯電話も持たず、食費を切り詰め、服は七十歳まで勤めたタクシードライバー時代に購入したものを着回している。

「かつかつの生活をしている者にとっては、月千円下がっただけでも重くのしかかってくる。年金を今より上げるとは言わない。これ以上、下げないでほしいんだ」

最も大変なのは、非正規労働が増えている若者だと感じる。「賃金が安く、老後のために二千万円どころか百万円ためるのも厳しいのでは。厚生年金にも入れないから、当然、年金額も低くなる。しかも、それをもう一つには、今よりさらに減らされる」

年金制度は悪化しているのに、向き合おうとしない政治が腹立たしい。麻生太郎副総理兼金融担当相は金融庁の報告書の受け取りを拒否し、五年に一度行われる年金の財政検証も公表されていない。

こちら特報部

国開き直り世代対立あおる

小坂橋さんは「状態が悪  
いからといって、目をそら  
したところで改善しない。  
選挙が終わった後にやろう  
としているのだろつが、民  
をばかにしていると思え  
ない」と憤る。

目減りしていく年金では  
暮らせないと、一五年以  
降、四十四都道府県の高  
齢者五百二十万人余が、国に減  
額決定取り消しなどを求め  
る行政訴訟を各地で起し  
た。「年金受給権は、高  
齢者にとって健康で文化的な  
最低限度の生活を営むため  
の重要な財産」として、生  
存権を保障する憲法二五条  
に反するなど訴えた。

「これに対し、国は法廷で  
「そもそも年金制度は、そ  
れのみで『健康で文化的な  
最低限度の生活』を保障す  
るものではない」と開き直  
った。「社会保険法などの  
社会法制度全体を通じて保  
障されるべきだ」とし、年  
金支給額を減らすことは  
「世代間の公平」のために  
必要と強調した。

原告代理人を務める小部  
正治弁護士は「若者の将来  
負担を減らすことを口実  
に、生活が苦しい高齢者へ  
の年金支給額を減らすのは  
問題だ」と世代間対立をあ

年金減額決定の取り消しを求め、東京地裁  
に向かう原告団＝2015年、東京・霞が関で



「減額決定は違憲」  
5200人超が提訴

おる姿勢を疑問視する。  
「国は年金制度だけで暮ら  
せないなら生活保護を受け  
ると言わんばかり。人権が  
ないがしろにされ、多くの  
高齢者が怒っている」。四  
月の札幌地裁判決は請求を  
棄却したが、原告は控訴し  
た。

そんな中、六月に起きた  
老後資金「二千万円不足」  
問題は、非正規労働者が四  
割に増えている現役世代に  
も不安を広げている。小部  
氏は「年金支給額が減れ  
ば、高齢者は子どもの仕送  
りなどに頼らざるを得な  
い。子どもの世代も非正規  
で働く人が多い中、将来の  
受給額はさらに減る可能性  
がある。親子で共倒れにな



安倍晋三首相(中央)との党首討論で、金融庁金融審議  
会の報告書を麻生金融担当相(右手前から2人目)に差  
し出す国民民主党の玉木雄一郎代表(左)＝6月、国会で

りかねない」と危ぶむ。  
そもそも公的年金は、憲  
法二五条の理念に基づき、  
高齢者や障害者らの生活を  
安定させる制度だ。厚生勞  
働省は「健康で文化的な最  
低限度の生活は年金だけで  
なく、生活保護を含めた社  
会保障全体で確保する」と  
しているが、近年は生活保  
護費も削ってきた。食費や  
光熱費など日常生活に充て  
る「生活扶助費」は一三、  
一五年、デフレによる物価  
下落を主な理由に総額六百  
七十億円減った。

井上英夫・金沢大名教授  
授(社会保険法学)は少子  
うのは野蠻な話」と批判。

高齢化が進む中、国が社会  
保障を要質させてきたと指  
摘する。「社会保障は本  
来、国民が安心して生活で  
きることを『権利として保  
障』しなくてはならないも  
のだが、国は『助けるだけ  
で保障はしません』という  
姿勢を強めている」

特に二一年に成立した社  
会保障制度改革推進法が  
「自助、共助、公助」を基  
本としたことが社会保障の  
後退に道を開いた。「公助  
とは、国が国民に恵んでい  
るという考え方で、明治時  
代に逆行してしまった。年  
金は、多くの人にとって老  
後の収入の柱になる。これ  
を減額し、生活保護を含め  
て他の社会保障に頼れと言  
うのは野蠻な話」と批判。

「全ての人が安心して暮ら  
せる年金制度のあり方を議  
論せず、制度を維持するた  
めだけにマクロ経済スライ  
ドなどを導入して『百年安  
心』とつたつても、生活不  
安が増すだけだ」と話す。

年金制度に詳しい特定社  
会保険労務士の東海林正昭  
氏は「与野党の政治家は、  
年金財源のあり方を根本的  
に議論してこなかった」と  
指摘。財政検証の報告が参  
院選後に持ち越されたのも  
「安倍政権が争点化したく  
ないからでは」とし、選挙  
戦での論争に注目する。

「今、国民の多くは年金  
制度が『百年安心』と見てお  
らず、年金を含む社会保障  
のあり方に注目している。  
次世代のために年金がどう  
あるべきか、政治家たちは  
今こそ議論してほしい」

人は皆、年を取る。今  
は若くても、晩年は誰か  
のお世話になる人が多い  
だろつ。時として人生は  
ままならず、失業や病気、  
事故に遭つこともある。  
そつした「自己責任」で  
避けられない事柄から救  
うため、セーフティネ  
ットはある。苦しんでい  
る人を、思いやれる社会  
でありたい。(本)

2019.7.4